

小中学校の通学区域について

【通学区域とは】

通学区域とは、居住地の住所により通学する小中学校があらかじめ定められているものです。「行田市公立学校通学区域に関する規則」で定めており、入学や転居、転入に際し、教育委員会は、この通学区域に基づき通学する学校を指定しています。

【現状と課題】

○ 学校の小規模化による教育環境の低下

児童生徒数は市内全域でも減少傾向にあります。通学区域が定められていることにより、もともと規模の小さい学校では、単学級化や複式学級編制など、小規模化が顕著になってきています。

クラス替えができない、集団やグループで行う活動が制約される、また、中学校では、部活動の種類が限られるなど、学校の小規模化により教育環境に差が生じています。

保護者から通学区域とは異なる学校への就学を希望する声が寄せられることがありますが、現在は、指定校変更の手続きが可能な基準に該当する場合のみ許可しており、教育環境から学校を選択することはできません。

【改善の方策】

○ 規模の縮小による課題に対する最も効果的な方策は、学校の再編成であり、特に複式学級編制の解消は短期間で実現すべく、地域や保護者との協議を進めています。

○ 他の自治体では、入学時に自由選択を認めたり、指定校変更の許可基準を緩和するなどして、保護者の意向に対応しようとする例もあります。

※「通学区域制度の弾力的運用について」平成9年文部科学省通知

・埼玉県内他市での取り組み例

- ① 自由選択制：草加（R4廃止）、越谷、戸田、朝霞、志木、三郷、吉川、
※いずれも中学校のみ、受入可能な定員あり
- ② 隣接区域選択制：和光（小学は送迎、中学は徒歩のみ）、加須、幸手など
※指定校よりも距離が近い、通学が安全である場合
- ③ 特定地域選択制：上尾、狭山（R3から順次廃止）など
※大規模校の平準化を目的
- ④ 指定校変更：熊谷、鴻巣、羽生、深谷、北本、久喜ほか19市
※希望する部活動がない場合に隣接校の選択が可能